

第9章 環境保全

環境政策課、環境保全課、循環型社会推進課

第1節 環境政策

今、世界では、人類の活動が要因となって地球の平均気温が上昇する地球温暖化と、これに伴う気候変動が大きな問題となっている。この地球温暖化を防ぐためには、私たち一人ひとりが生活様式や事業活動を見直し、持続可能な社会の構築に向けて、身近なところから行動していくことが求められている。

本市では、「『環境市民』が築く環境共生・発信都市ひらつか」の実現をめざし、市民・事業者・行政が協働して環境保全の取組を進めてきたが、地球温暖化防止に向けた取組を更に促進するため、平成17年度から「ひらつかCO₂CO₂（コツコツ）プラン」を開始した。これは、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素（CO₂）の排出量削減をめざし、各家庭でできることから取り組んでいこうとする事業である。平成20年度からは小中学生や事業者を対象にしたプランを提案し、参加を呼びかけている。

そのほか、環境にやさしい生活スタイルを広げるための制度として、「ECOS（エコス）補助金制度」を設け、雨水を生活に活用する雨水タンク・浄化槽転用雨水タンクの設置、家庭用電動生ごみ処理機の購入についてそれぞれ助成を行った。

1 環境政策

(1) 平塚市環境基本計画

本市では、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12年3月に平塚市環境基本計画を策定した。その後、環境問題を取り巻く状況が変化する中で、本市における環境の保全と創造に関する施策をより着実かつ効果的に推進するため、平成18年度に改訂を行った。平成25年度から第3期事業計画（4年間）に沿って各種施策を推進している。また、環境基本計画の分野別計画として、平成24年2月に平塚市地球温暖化対策実行計画を策定し、地球温暖化防止に向けた施策を推進している。

なお、両計画の適正な進行管理を図るため、年次報告書として、「ひらつかの環境」及び「ひらつか環境測定レポート」を作成し、環境に関する施策の実施状況及び環境の現状について公表している。

平塚市環境基本計画が平成28年度で計画期間の満了を迎え、同時に平塚市地球温暖化対策実行計画が中間見直しの時期となったことから、平成29年3月には、両計画を融合した平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）を策定した。

(2) 平塚市環境審議会

平塚市環境審議会は、平塚市環境基本条例に基づき平成11年2月に設置した附属機関で、公募市民、環境保全活動団体、事業者、学識経験者など15人の委員で構成されている。

平成28年度は3回開催し、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画についての審議等を行っ

た。

(3) 「ひらつかCO₂CO₂ (コツコツ) プラン」

「ひらつかCO₂CO₂プラン」は、地球温暖化防止に向け、「エアコンの温度設定を控えめにする」「シャワーは流しっぱなしにしない」等、各家庭で簡単に取り組めるメニューを提示し、実践していただくCO₂削減プランである。平成17年度から28年度までの12年間で延べ20,202世帯が取り組み、CO₂排出量に換算すると約4,129トンの削減につながった。また、小中学生は、平成28年度では10,929人の参加があった。

(4) 市の環境マネジメントシステム（ひらつかエコモード）の取組

本市では、平成12年2月にISO14001（国際規格の環境マネジメントシステム）の認証（審査登録）を受け、幼稚園・小学校・中学校を除く市の116施設において、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めてきた。

平成21年度からは、これまでのISO14001の運用で得られたメリットを引き継ぐとともに本市の現状と課題を踏まえた、独自の環境マネジメントシステムである「ひらつかエコモード」を構築し、移行した。この「ひらつかエコモード」では、対象を全ての市の施設に拡大し、地球温暖化対策やエネルギー管理に重点を置いた取組を進めている。

平成28年度の全課共通の取組

| 目的 | 平成28年度目標 | 平成28年度実績 |
|-----------------------------|-----------------|--|
| 電気使用量の削減 | 平成27年度比 1.0%の削減 | 平成27年度比 7.0%の増加 |
| ガソリン使用量の削減 (消防使用分を除く) | 平成27年度比 1.0%の削減 | 平成27年度比 4.0%の削減 |
| 用紙使用量の削減 (一時的・臨時的な使用を除く) | 平成27年度比 1.0%の削減 | 平成27年度比 13.8%の削減 (参考：平成26年度比2.1%増加) |

(5) 「わかば環境ISO」

「わかば環境ISO」は、平成14年度から実施している本市独自の学校版環境ISO制度で、全ての市立幼稚園（5園）・小中学校（43校）と私立幼稚園（4園）・認定こども園（1園）が環境保全に向けた様々な取組を行っており、平成28年度からは、新たに私立幼稚園1園が加わった。また、地域住民やPTA等の評価者による評価の結果、全ての参加校（園）が「わかば環境ISO」に継続的に取り組んでいることが確認された。

(6) 新エネルギー

本市では、平成19年3月に策定した「平塚市環境基本計画改訂版」に基づき、公共施設における太陽光発電等の導入を推進しており、平成28年度は消防署神田出張所に太陽光発電システムを設置した。

(7) 「ひらつか環境ファンクラブ」

「ひらつか環境ファンクラブ」は、環境分野の専門家をはじめ環境保全のために活動している市民や団体が、知識や技術、体験などを広く情報交換し、行動を起こすためのネットワーク

作りの場として、平成15年度に発足した。

平成28年度は、7月23日、24日の2日間、市庁舎本館で行った「ひらつか環境フェア2016」や「緑化まつり」などで環境教室を開催するとともに、「活動発表会」、「パネル展」、「環境市民講座」などを実施した。

(8) 「クール・タウン作戦」

「クール・タウン作戦」は、市内の住宅や公共施設等の壁面、ベランダ等に蔓性植物を利用した「みどりのカーテン」を設置し、真夏の建物の壁面温度上昇の抑制と緑化を推進することを目的としている。平成28年度は、みどりのカーテンを設置した住宅や教育機関、事業所等の写真を募集する「みどりのカーテンコンテスト」を実施し、個人の部、教育機関等の部、その他団体の部の3部門で、計16点の応募があった。

2 環境学習・啓発事業

環境の保全や創造に向けて、環境に対する市民意識の向上を図るため、環境学習事業及び各種啓発事業を実施している。

(1) 環境教室等（平成28年度）

| 主な事業 | 概要 |
|---------------------|--|
| 夏休み子ども環境教室 (里山編) | 夏休み期間を利用し、昆虫探しや小川遊び、自然を活かした遊具体験等を通じて里山の自然とふれあう体験学習を実施した。 (参加者数 小中学生等66人・保護者含む) |
| 夏休み子ども環境教室 (川編) | 夏休み期間を利用し、金目小学校とみずほ小学校の児童、平岡幼稚園の園児を対象とした金目川の生き物観察会を行い、地域の自然とふれあう体験学習を実施した。 (参加者数 小学生等129人・保護者含む) |
| ひらつか環境ポスター・作文コンクール | 小中学生を対象に、環境に関するポスターや作文を募集し、優秀な作品を表彰するとともに、中央図書館や市庁舎（ひらつか環境ファンクラブパネル展）で展示した。 (応募総数 ポスター398点 作文86点) |
| ひらつか環境展 | 平塚市の環境への取組や環境保全団体の活動等のパネル展示による紹介のため、市庁舎と環境フェアの会場で開催した。 |
| 環境・地球温暖化対策出前講座 | 環境保全活動などで活躍している市民を講師として登録し、依頼により地域や学校に派遣した。平成28年度は10回実施し、延べ846人が受講した。 |
| その他 | 緑化まつり等のイベントにおいて、環境に関する資料の展示・配布や太陽光パネルの展示等の普及啓発活動を実施した。 |

(2) 啓発資料（平成28年度に発行した印刷物）

| 名称 | 概要 |
|--------------|--|
| ひらつかの環境 | 平塚市の環境の現状や、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画に位置づけた施策・事業の、平成27年度の実施内容及び進捗状況を記載した。(A4版) |
| ひらつか環境測定レポート | 平成27年度における大気汚染や水質汚濁等、市が公害監視測定を行ったデータを中心に掲載した。(A4版) |

第2節 公害関係届出・立入検査等

1 指定事業所等設置状況

神奈川県生活環境の保全等に関する条例により設置の許可対象となる市内の工場・事業場の数及び平成28年度中の設置許可申請等の状況は、次のとおりである。

(単位：件)

| 27年度末 指定事業所数 | 設置許可数 | 廃止届出数 | 廃止確認 | 現況届数 | 28年度末 指定事業所数 | 変更許可数 |
|-----------------|-------|-------|------|------|-----------------|-------|
| 498 | 2 | 23 | 1 | 0 | 476 | 41 |

2 苦情

平成28年度に市民から新たに寄せられた公害苦情の種類別件数は、次のとおりである。

(単位：件)

| 種 類 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 騒 音 | 振 動 | 悪 臭 | 土壌汚染 | その他 | 計 |
|-----|------|------|-----|-----|-----|------|-----|----|
| 件 数 | 19 | 26 | 27 | 1 | 13 | 0 | 0 | 86 |

3 立入調査状況

公害防止の対策指導のため、6月の環境月間中、公害苦情発生時、届出受理時等に工場・事業場への立入調査を実施している。平成28年度中の立入件数は、次のとおりである。

(単位：件)

| 種 類 | 大気 | 水質 | 騒音振動 | 地盤沈下 | 悪臭 | 土壌汚染 | その他 | 計 |
|-----|-----|----|------|------|----|------|-----|-----|
| 件 数 | 108 | 60 | 46 | 0 | 12 | 9 | 51 | 286 |

※その他は上記の種類以外の立入及び環境月間中の事業所立入等の合計

第3節 大気汚染

大気汚染の状況調査は、大気汚染防止法に基づき、連続測定機による常時監視及び有害大気汚染物質の常時監視を行っている。連続測定機は、二酸化硫黄を4地点、二酸化窒素を5地点、浮遊粒子状物質を5地点、一酸化炭素を1地点、光化学オキシダントを4地点、微小粒子状物質を1地点に設置、さらに、汚染の動向を調べるため、気象計は4地点に設置している。また、有害大気汚染物質の調査は、3地点で実施した。

測定の結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、微小粒子状物質は、全ての測定地点で環境基準*を達成したが、光化学オキシダントは、全測定地点で環境基準を達成しなかった。また、有害大気汚染物質の環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、全ての測定地点で環境基準を達成した。

なお、光化学オキシダントが高濃度になると、神奈川県が光化学スモッグ注意報を発令する。平成28年度は、湘南地域の注意報発令回数は3回で、被害の届出はなかった（全県での注意報の発令

回数は6回で、被害届出者はいなかった。)。また、神奈川県は、微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が高くなる場合に備え、高濃度予報を行っている。平成28年度は、PM2.5の濃度が高くなると判定された日はなかった。

* 環境基準 環境基本法第16条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標のことであり、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について定められている。

1 硫黄酸化物連続測定結果（二酸化硫黄） (単位：ppm)

| 項目 \ 測定地点 | 大野公民館 | 神田小学校 | 花水小学校 | 旭小学校 |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 年平均値 | 0.001 | 0.000 | 0.001 | 0.000 |
| 日平均値の2%除外値 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.001 |

注：環境基準 1時間値の1日平均値（日平均値の2%除外値）が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下

2 窒素酸化物連続測定結果（二酸化窒素） (単位：ppm)

| 項目 \ 測定地点 | 大野公民館 | 松原歩道橋 | 神田小学校 | 花水小学校 | 旭小学校 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年平均値 | 0.023 | 0.018 | 0.016 | 0.013 | 0.013 |
| 日平均値の年間98%値 | 0.048 | 0.034 | 0.031 | 0.028 | 0.026 |

注：環境基準 1時間値の1日平均値（日平均値の年間98%値）が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

3 浮遊粒子状物質連続測定結果 (単位：mg/m³)

| 項目 \ 測定地点 | 大野公民館 | 松原歩道橋 | 神田小学校 | 花水小学校 | 旭小学校 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年平均値 | 0.018 | 0.018 | 0.018 | 0.020 | 0.019 |
| 日平均値の2%除外値 | 0.040 | 0.042 | 0.041 | 0.046 | 0.042 |

注：環境基準 1時間値の1日平均値（日平均値の2%除外値）が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下

4 微小粒子状物質連続測定結果 (単位：μg/m³)

| 項目 \ 測定地点 | 旭小学校 |
|-------------------|------|
| 年平均値 | 12.4 |
| 日平均値の年間98パーセントイル値 | 26.0 |

注：環境基準 1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値（日平均値の年間98パーセントイル値）が35μg/m³以下

5 光化学スモッグ注意報発令状況及び被害届出者数

(単位：回)

| 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 計 | 被害届出者数 |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|---|--------|
| 発令回数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 | 0人 |

第4節 水質汚濁

水質汚濁の状況調査は、神奈川県公共用水域水質測定計画及び神奈川県地下水質測定計画に基づく各種水質測定並びに本市主要河川である金目川、相模川流入排水路等の平塚市独自の水質測定からなる一般環境調査並びに汚濁発生源である工場・事業場からの排水調査等を順次行っている。

一般環境調査のうち、河川と海域については、平成28年度に神奈川県公共用水域水質測定計画に基づく水質測定として、河川2地点、海域1地点で計108回の採水を行い、延べ2,922項目の測定を実施した。その結果、河川のBOD、海域のCODは環境基準（環境基準は、75%値で評価）を達成した。

地下水については、神奈川県地下水質測定計画に基づく概況調査13地点（定点調査8地点、メッシュ調査5地点）と継続監視調査11地点の計24地点について、年1回、延べ540項目の測定を実施した。その結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については4地点、テトラクロロエチレンについては2地点、砒素については1地点でそれぞれ環境基準値を超過した。環境基準値を超過した地点については追跡調査を実施し、監視を続けている。

さらに、平塚市独自の河川水質測定地点として21地点を定め、140回の採水を行い、延べ3,154項目の測定を実施した。その結果、相模川流入排水路である鹿見堂排水路のBODの平均値が流入する河川の環境基準値と比較すると上回っていた。

1 水質状況調査結果

(1) 神奈川県公共用水域水質測定計画に基づく水質測定（河川）

| 項目 | | pH 平均 | BOD 平均 (mg/L) | SS 平均 (mg/L) | DO 平均 (mg/L) | 採水 回数 | 延測定 項目数 |
|------|------|----------------|------------------|-----------------|-----------------|----------|------------|
| 測定地点 | | | | | | | |
| 鈴川 | 下之宮橋 | 7.7 | 2.3 | 7 | 7.9 | 48 | 1,189 |
| 渋田川 | 立堀橋 | 7.7 | 2.3 | 6 | 7.8 | 48 | 1,189 |
| 基準値 | | 6.5以上 8.5以下 | 5以下 | 50以下 | 5以上 | — | — |

(2) 神奈川県公共用水域水質測定計画に基づく水質測定（海域）

| 項目 | | pH 平均 | COD 平均 (mg/L) | DO 平均 (mg/L) | 採水 回数 | 延測定 項目数 |
|------|-----|----------------|------------------|-----------------|----------|------------|
| 測定地点 | | | | | | |
| 相模湾 | 平塚沖 | 8.3 | 1.2 | 7.5 | 12 | 544 |
| 基準値 | | 7.8以上 8.3以下 | 2以下 | 7.5以上 | — | — |

(3) 神奈川県地下水質測定計画に基づく水質測定（地下水）

| 区 分 | 地点数 | 採水回数 | 延測定項目数 | 基準超過地点数 |
|---------|-----|------|--------|---------|
| 定 点 調 査 | 8 | 1 | 280 | 0 |
| メッシュ調査 | 5 | 1 | 175 | 0 |
| 継続監視調査 | 11 | 1 | 85 | 7 |

(4) 相模川水系

| 測定地点 | | 項目 | pH 平均 | BOD 平均 (mg/L) | SS 平均 (mg/L) | DO 平均 (mg/L) | 採水回数 | 延測定 項目数 |
|------|----|--------|----------------|------------------|-----------------|-----------------|------|------------|
| | | | | | | | | |
| 相模川 | 流入 | 天神森排水路 | 8.2 | 1.1 | 6 | 11.0 | 4 | 94 |
| | | 鹿見堂排水路 | 7.2 | 3.5 | 1 | 6.9 | 4 | 94 |
| | | 馬入排水路 | 7.8 | 0.8 | 2 | 7.4 | 4 | 94 |
| 基準値 | | | 6.5以上 8.5以下 | 3以下 | 25以下 | 5以上 | — | — |

(5) 金目川水系

| 測定地点 | | 項目 | pH 平均 | BOD 平均 (mg/L) | SS 平均 (mg/L) | DO 平均 (mg/L) | 採水回数 | 延測定 項目数 |
|------|----|--------|----------------|------------------|-----------------|-----------------|------|------------|
| | | | | | | | | |
| 金目川 | 本川 | 土屋橋歩道橋 | 8.0 | 1.0 | 2 | 9.3 | 12 | 262 |
| | | 吾妻橋側道橋 | 8.1 | 1.0 | 3 | 10.1 | 12 | 222 |
| | | 東雲橋 | 8.2 | 0.8 | 2 | 10.6 | 12 | 262 |
| | | 下花水橋 | 8.0 | 1.1 | 6 | 9.7 | 12 | 262 |
| | 流入 | 寺分大橋 | 8.0 | 1.3 | 3 | 9.9 | 4 | 98 |
| | | 三笠川 | 8.0 | 1.2 | 3 | 9.0 | 4 | 98 |
| | | 下河原橋 | 8.0 | 1.7 | 6 | 9.9 | 4 | 98 |
| | | 三沢川 | 8.5 | 4.8 | 11 | 11.7 | 4 | 98 |
| 鈴川 | 本川 | 舟橋 | 7.9 | 1.1 | 4 | 9.7 | 12 | 262 |
| | | 平塚橋 | 8.0 | 1.3 | 8 | 9.2 | 12 | 262 |
| | 流入 | 榎田排水路 | 8.3 | 4.6 | 13 | 10.7 | 4 | 98 |
| | | 金田排水路 | 8.0 | 2.0 | 8 | 10.7 | 4 | 98 |
| 渋田川 | 本川 | 十二貫橋 | 7.9 | 3.1 | 12 | 9.3 | 4 | 98 |
| | | 土安橋 | 7.8 | 1.3 | 10 | 9.2 | 12 | 262 |
| | 流入 | 歌川 | 7.7 | 3.4 | 13 | 8.4 | 4 | 98 |
| | | 笠張川 | 7.8 | 1.3 | 5 | 9.4 | 4 | 98 |
| | | 新土井口橋 | 7.9 | 4.6 | 9 | 6.5 | 4 | 98 |
| 基準値 | | | 6.5以上 8.5以下 | 5以下 | 50以下 | 5以上 | — | — |

(6) 葛川水系

| 項目 | | pH 平均 | BOD 平均 (mg/L) | SS 平均 (mg/L) | DO 平均 (mg/L) | 採水回数 | 延測定 項目数 |
|------|-----------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|------|------------|
| 測定地点 | 不動川 中 沢 橋 | 8.1 | 3.2 | 5 | 10.6 | 4 | 98 |
| 基準値 | | 6.5 以上 8.5 以下 | 5 以下 | 50 以下 | 5 以上 | — | — |

※pH：水素イオン濃度、 SS：浮遊物質、 DO：溶存酸素量、 BOD：生物化学的酸素要求量
COD：化学的酸素要求量

2 工場・事業場、地下水等

| 区 分 | 検体数 | 延測定項目数 |
|---------|-----|--------|
| 工場・事業場 | 34 | 486 |
| その他地下水等 | 63 | 391 |

第5節 土壌の汚染

典型7公害に対応する最後の法律として、土壌汚染対策法が平成14年に成立、平成15年2月15日から施行されている。土壌汚染の調査の対象となる土地は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、若しくは一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると市長が認める土地、若しくは土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市長が認める土地となっている。土壌汚染状況調査の結果、指定基準を超える汚染が明らかとなった場合は、市長はその土地を健康被害のおそれの有無に応じて要措置区域、形質変更時要届出区域に指定する。

本市における平成28年度の土壌汚染対策法の施行状況は、土壌汚染対策法第3条に基づく調査結果の報告が0件、同法第3条ただし書の確認申請が7件、同法第4条第1項の形質の変更の届出が7件、同法第4条第2項に基づく調査結果の報告が3件、同法第14条に基づく指定の申請が0件、同法第6条に基づく要措置区域の指定が1件、同法第11条に基づく形質変更時要届出区域の指定が1件となっている。

第6節 騒音・振動

本市では、騒音規制法で義務付けられている自動車騒音常時監視のほか、自動車騒音・振動、新幹線鉄道騒音・振動の自主測定を実施している。

自動車騒音常時監視では、市内主要幹線道路7区間の現況調査を実施し、評価を行った。各調査区間における環境基準の達成率は、88.9～100%であった。

自動車騒音・振動の自主測定については、幹線道路の6路線・7地点で測定を実施した。騒音は、7地点のうち、全時間帯で環境基準値以下であったのは2地点、全時間帯で環境基準値を超過したのは1地点であった。昼間では5地点が、夜間では3地点が環境基準値以下であった。振動は、全ての

測定地点で要請限度値*¹を下回った。

新幹線鉄道騒音・振動の自主測定については、沿線の住居地域6地点で測定を実施した。騒音は、5地点で環境基準値を超過した。振動は、全測定地点で勧告指針値*²以下であった。

1 平成28年度自動車騒音常時監視結果

(単位：dB)

| 道路名 | 測定地点 | 等価騒音レベル LAeq* ³ | | 環境基準達成率 (%) | | |
|-----------|--------------|-------------------------------|----|----------------|------|------|
| | | 昼間 | 夜間 | 昼夜とも | 昼間 | 夜間 |
| 一般国道129号線 | 平塚市幸町22 | 66 | 61 | 99.9 | 100 | 99.9 |
| 一般国道129号線 | 平塚市四之宮二丁目24 | 67 | 64 | 100 | 100 | 100 |
| 一般国道129号線 | 平塚市田村六丁目23 | 67 | 63 | 99.4 | 99.4 | 99.4 |
| 伊勢原藤沢線 | 平塚市大島992 | 71 | 68 | 88.9 | 100 | 88.9 |
| 伊勢原藤沢線 | 平塚市四之宮四丁目1 | 69 | 64 | 100 | 100 | 100 |
| 藤沢平塚線 | 平塚市田村八丁目11 | 72 | 69 | 89.1 | 100 | 89.1 |
| 平塚港平塚停車場線 | 平塚市夕陽ヶ丘60-44 | 60 | 53 | 100 | 100 | 100 |

注：環境基準 昼間（6時～22時）70dB 夜間（22時～6時）65dB

2 平成28年度自動車騒音・振動自主測定結果

(単位：dB)

| 測定地点 | 測定値 | 等価騒音レベル LAeq* ³ | | | | 振動レベル L10 | | | |
|-----------------|-----|----------------------------|------|----|------|-----------|-------|----|-------|
| | | 昼間 | 環境基準 | 夜間 | 環境基準 | 昼間 | 要請限度値 | 夜間 | 要請限度値 |
| 平塚秦野線（南原） | | 70 | 70 | 68 | 65 | 33 | 65 | 29 | 60 |
| 一般国道1号（天沼） | | 68 | 70 | 63 | 65 | 44 | 70 | 37 | 65 |
| 平塚伊勢原線（中原） | | 61 | 70 | 57 | 65 | 33 | 65 | 27 | 60 |
| 一般国道129号（田村①） | | 67 | 70 | 67 | 65 | 40 | 65 | 37 | 60 |
| 藤沢平塚線（田村②） | | 69 | 70 | 66 | 65 | 46 | 70 | 39 | 65 |
| 平塚秦野線（南金目①） | | 71 | 70 | 68 | 65 | 46 | 65 | 38 | 60 |
| 幹道15号吉沢土屋線（上吉沢） | | 69 | 65 | 60 | 60 | 43 | 65 | 29 | 60 |

※騒音 昼間（6時～22時）夜間（22時～6時）

※振動 昼間（8時～19時）夜間（19時～8時）

3 平成28年度新幹線騒音・振動自主測定結果

(単位：dB)

| 測定地点 (近接軌道) | 騒音 | 振動 |
|-----------------|----|----|
| 根坂間 (下り「高架」) | 68 | 70 |
| 大神 (下り「盛土」) | 72 | 66 |
| 入野 (下り「盛土」) | 71 | 62 |
| 豊田本郷 (上り「高架」) | 73 | 58 |
| 豊田本郷緑地 (下り「盛土」) | 72 | 69 |
| 長持 (下り「盛土」) | 72 | 58 |

注：環境基準 (騒音) 70dB 勧告指針値 (振動) 70dB

- * 1 要請限度値 自動車から発生する騒音・振動が、環境省が定める自動車騒音の許容限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれているおそれがある場合、公安委員会に対して道路交通法の規定により車両の通行禁止等の措置を要請することのできる自動車騒音・振動の基準値のこと。
- * 2 勧告指針値 昭和51年3月12日環境庁から公布された「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」により示された指針値
- * 3 等価騒音レベル (LAeq)
変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもので、国際的にも広く採用されている。単位はdB。

第7節 悪臭

悪臭は、悪臭物質が人に不快感・嫌悪感を与え、これにより周辺住民の生活を損なう感覚公害である。本市では、複数の物質が複合した臭気などに対応するため、悪臭防止法の規定による臭気指数規制を導入している。

平成28年度の悪臭による苦情件数は13件で、季節を問わず苦情が寄せられている。悪臭苦情は、発生源が不明の場合が多いことも特徴である。一方、発生源が特定できた場合には、建物の密封化・脱臭装置の管理の徹底など、個々の対策を指導している。しかし、臭気を100%除去することは、技術的・経済的にも極めて難しいことや、小規模事業所や飲食店等、住宅と極めて近い場所が発生源となっていることなど、悪臭苦情の解決は困難な状況となっている。

第8節 地盤沈下

地盤沈下調査として観測井による地下水位測定調査及び地下水塩水化調査を実施している。

地下水位測定調査は、観測井戸4箇所を実施した。地下水塩水化調査は、17地点で年2回実施した。地下水位低下によって、地下水(淡水)に塩水(海水)が侵入する影響を調査するもので、塩化物イオン濃度が200mg/Lを超えるものを塩水化という。平成28年度に塩水化が確認された地点は10地点であった。

1 観測井戸による観測結果

| 松 原 | | 四 之 宮 | | 金 田 | | 大 原 | |
|---------|--|---------|--|--------------|------|---------|--|
| 平均水位 | | 平均水位 | | 平均水位 (T.P.m) | | 平均水位 | |
| (T.P.m) | | (T.P.m) | | 本 管 | 側 管 | (T.P.m) | |
| -0.50 | | 0.88 | | 7.16 | 7.58 | 1.05 | |

※ (T.P.m) 東京湾平均海面 (最後のmは単位のメートルを表す。)

2 地下水塩水化調査結果

(単位:mg/L)

| 地点 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
|----|---|---|---|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|
| 7月 | 8 | 9 | 7 | 8 | 8 | — | 24 | 210 | 270 | 390 | 260 |
| 1月 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | — | 24 | 220 | 330 | 640 | 210 |

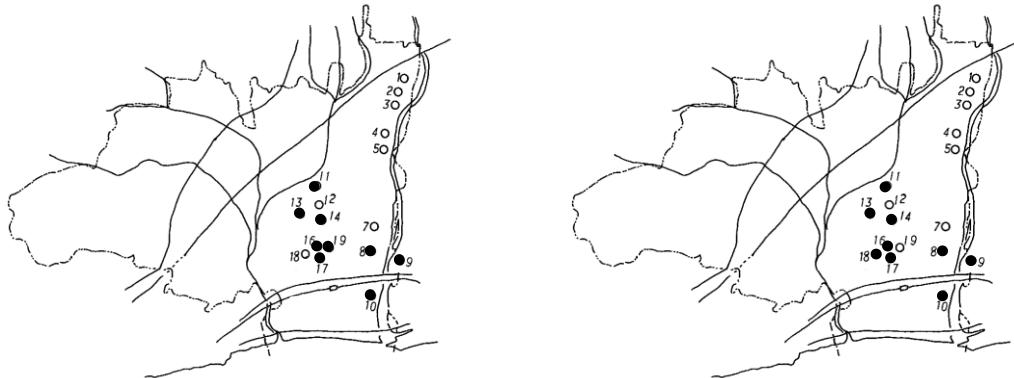
| 地点 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|----|-----|-----|------|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 7月 | 100 | 510 | 1600 | — | 620 | 490 | 180 | 260 | — | — |
| 1月 | 110 | 350 | 520 | — | 660 | 550 | 210 | 160 | — | — |

注：地点No. 6は平成21年度、地点No. 15は平成11年度、地点No. 20は平成25年度、NO. 21は平成28年度に測定井戸を廃止した。

地下水塩水化調査図

平成 28 年 7 月

平成 29 年 1 月



塩化物イオン濃度 ○ 200 mg/L 以下 ● 200 mg/L を超える

第9節 埋立て等の規制

平塚市埋立て等の規制に関する条例は、良好な自然環境と生活環境の保全及び土砂流出等の災害防止を目的として平成10年7月に施行された。

条例施行後は、市内西部の丘陵地にみられた不法な埋立て行為は減少し、水田を畑に転用する農地造成が主となっている。

埋立て等の許可状況

| 年度 | 許可件数 | 面積 | 申請内容 (件) | | 埋立ての内容 (件) | |
|----|------|--------|----------|---------|------------|-----|
| | | | 農地造成 | その他の埋立て | 埋立て | 盛り土 |
| 26 | 3 | 4,038㎡ | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 27 | 7 | 6,792㎡ | 6 | 1 | 0 | 7 |
| 28 | 6 | 6,268㎡ | 4 | 2 | 0 | 6 |

第10節 自然環境

1 里山保全

吉沢から土屋にかけての西部丘陵地域には、まとまった緑が広がり、貴重な自然環境が残されている。その一方で、人の手が入らなくなったことにより里山が荒廃するなど、自然環境保全のための施策が必要となっている。

平成17年度に「平塚市自然環境評価書（総合評価編）」をまとめた。その中で特に土屋字頭無地区は、地区全体が典型的な里地・里山の景観を形成しており、特に谷戸の農地と合わせて里山体験場所に適していることがわかった。そこで、この地区を里山保全モデル地区と位置づけて荒廃した里山を市民との協働で復元することとした。

平成28年度は、借り上げた約10,510㎡の土地で、土屋字頭無地区里山保全協議会委員をはじめ、市民ボランティア、市民活動団体とともに、7回の里山保全活動を実施した。

活動としては、オオムラサキの幼虫の食樹であるエノキの移植研修をはじめ、畑作りや散策路の整備のための下草刈り、間伐を実施した。

2 鳥獣保護

(1) 鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域<銃器>

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区(鳥獣の保護を図るために指定され、鳥獣の捕獲等が禁止される区域)1区域と特定猟具使用禁止区域<銃器>(危険の予防又は静穏の保持のため、銃器を使用した鳥獣の捕獲等が禁止される区域)7区域が県知事により指定されている。

鳥獣保護区の指定状況 (平成28年度末 計1区域 358ha)

| 名称 | 区域 | 面積 (ha) | 指定期間 |
|-----|----------------|---------|----------------------|
| 高麗山 | 平塚市及び大磯町の高麗山周辺 | 358 | 平成21.11.1～平成31.10.31 |

特定猟具使用禁止区域(銃器)の指定状況(平成28年度末 計7区域 5,881.7ha)

| 名称 | 区域 | 面積 (ha) | 指定期間 |
|-------|---------------------------------|---------|----------------------|
| 土屋 | 土屋地区全域、上吉沢地区の一部 | 742.4 | 平成23.11.1～平成33.10.31 |
| 相模川河口 | 平塚市域の相模川の河口 | 174.5 | 平成23.11.1～平成33.10.31 |
| 平塚相模川 | 平塚市域の相模川の周辺 | 90.0 | 平成25.11.1～平成35.10.31 |
| 平塚大磯 | 平塚市東部及び大磯町の一部 | 4,230.4 | 平成22.11.1～平成32.10.31 |
| 金目川 | 平塚市域の金目川の周辺 | 110.0 | 平成20.11.1～平成30.10.31 |
| 平塚北部 | 真田、ふじみ野地区全域、北金目、南金目、岡崎、寺田縄地区の一部 | 534.4 | 平成22.11.1～平成32.10.31 |
| 大島・大神 | 大島地区・大神地区の一部 | 220.4 | 平成23.11.1～平成33.10.31 |

(2) 鳥獣に関する相談等

平成12年4月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲等の許可権限の一部が県から移譲され、野生鳥獣に関する市民からの相談や通報が多数寄せられている。相談や苦情の大半は、駆除又は保護の要請であり、ハクビシン・カラス・ドバトが中心となっている。

野生鳥獣に関する相談・通報件数

(単位:件)

| 年度 | カラス | ドバト | ハクビシン | ムクドリ | サル | イノシシ | 不明 | その他 | 計 |
|----|-----|-----|-------|------|----|------|----|-----|----|
| 26 | 23 | 4 | 20 | 0 | 7 | 8 | 1 | 10 | 73 |
| 27 | 19 | 1 | 11 | 3 | 2 | 8 | 1 | 5 | 50 |
| 28 | 18 | 8 | 10 | 3 | 0 | 9 | 1 | 24 | 73 |

(3) 特定外来生物対策

平成17年6月に施行された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により、もともとは分布していなかった地域に新たに人為的に持ち込まれた生物(外来生物)のうち、生態系や農林水産業等に被害を与えるおそれのあるものを「特定外来生物」として指定し、輸入や飼育・運搬等を禁止するとともに、既に野生化しているものについては、計画的に防除することとなった。

現在、アライグマやタイワンリス等が特定外来生物に指定されており、特にアライグマは、横須賀市、鎌倉市など三浦半島地域の市町を中心に県内全域に生息域を拡大し、農業被害や家屋に侵入する等の生活被害をもたらしているため、県では、平成18年3月にアライグマ防除実施計画を策定した。その後、対策を強化して進めることが必要なため、目標を「生息分布域の縮小」と「個体数の減少」とし、平成28年4月に第3次アライグマ防除実施計画として改訂した。

本市では、平成18年に市内で初めてアライグマが捕獲され、平成28年度も73頭が捕獲されている。今後分布の拡大に注意が必要であり、県及び県内市町村と連携して防除対策を進めていく。